



NEWS LETTER

Vol 52

お客さまとともに

2018年4月号

## 役員重任

## 経営力向上計画および固定資産税の軽減措置

### CONTENTS

[役員重任](#)

[経営力向上計画および固定資産税の軽減措置](#)

税理士法人アクシス  
社会保険労務士法人アクシス  
行政書士法人アクシス  
株式会社徳島経理代行センター  
株式会社マネジメント・スタッフ  
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】  
〒770-0051  
徳島市北島田町1丁目3番地3  
TEL 088-631-8119  
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】  
〒776-0005  
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1  
TEL 0883-26-0182  
FAX 0883-26-0187



## 役員の重任

手続きを忘れずに！

### ■役員には任期がある

株式会社の役員（取締役、監査役）は無期限で続けられるものではなく、任期があります。

す。任期に関しては、会社法で以下のように定められています。

	取締役	監査役
原則	選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（会社法 第332条）	選任後 <u>4年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（会社法 第336条）
短縮する場合	定款で定める または 株主総会で決議することで上記を <u>2年未満</u> に短縮可能（会社法 第332条 但し書き）	原則として不可
伸長する場合	公開会社でない株式会社の場合は、定款で定めることにより、選任後 <u>10年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長可能（会社法 第332条 第2項）	取締役と同じ（会社法 第336条 第2項）

「定時株主総会の集結の時まで」となっているのは、株主総会で次の役員を選任するためです。

上記の任期が満了したら、次の役員を選任する必要がありますが、これまでと同じ人が

引き継ぎ役員になることは可能です。これを「重任」といいます。ただしこの場合でも、一旦は退任し、時間的に連続して再任するという形を取ります。

### ■役員重任の手続き

法務局にて、役員の重任（再任）登記手続きが必要です。

この登記を怠ると、100万円以下の過料

### ■手続きの流れ

役員重任の日から2週間以内に、必要書類を揃えて法務局に登記申請を行います。（司法書士に代理申請を依頼することもできます。）

必要となる書類は、取締役会設置会社とそうでない会社では少し異なります。  
申請に必要な主な書類は、以下の通りです。

- ・株式会社役員変更登記申請書
- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録（取締役会設置会社の場合）
- ・委任状（代理人に申請を依頼する場合）
- ・代表取締役及び取締役の就任承諾書（議事録内にその旨を記載した場合は不要）
- ・監査役の就任承諾書（議事録内にその旨を記載した場合は不要）

登録免許税は、役員の人数に関わらず1万円です。

ただし、資本金の額が1億円を超える株式会社の場合は3万円です。

### ■重任手続き忘れに注意！

中小企業では、役員を頻繁に変更することはあまり無いので、役員の任期は最長の10年に設定されているのが一般的です。これにより役員重任手続きの頻度を減らすことができますが、長期間手続きを行わないため、いざ重任の時期に手続きをうっかり忘れてしまうことが懸念されます。（運転免許証の更新のような通知は来ません。）

任期を10年に伸長できるようになったの

は平成18年5月のことです。それ以降に設立、または定款を変更して任期を10年にしている会社は、今後、役員の任期が満了になると思われます。

手続きを忘ると、先述の通り過料に処されることがありますので、十分にお気をつけください。定款や、登記事項証明書を確認して、任期満了の時期を確認しておきましょう。

### ■重任手続きは行政書士法人アクシスへ

行政書士法人アクシスでは、役員重任手続きをはじめとして行政手続に関する相談を承っております。

ご不明な点がありましたら  
行政書士法人アクシスまで  
お問い合わせください

電話 088-631-8119



行政書士  
山崎 裕行



## 経営力向上計画および即時償却 / 税額控除・固定資産税の軽減措置

### 中小企業等経営強化法

#### ■制度導入の背景

近年、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、生産性は低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在しています。こうした中で、労働の供給制約等を克服し、将来の成長を果たすべく、生産性向上をはじめとした経営力の向上を図ることが必要とされています。

そこで、国は事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定しました。中小企業・小規模事業者は、事業分

野別指針に沿って、経営力向上のための事業計画（経営力向上計画）を申請し、国の認定を受けることができます。経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、即時償却 / 税額控除・固定資産税の軽減ほか各種の支援措置が定められており、各事業者はそうした支援措置も活用しつつ、認定を受けた計画を実行し、経営力の向上を図ることとなります。

#### ■各種支援措置について

現時点では、下記のような支援措置が定められています。

- 一定の固定資産を取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除（法人税 / 所得税）の適用。
- 一定の固定資産を取得した場合、固定資産税が最大3年間、1/2に軽減。

#### ■即時償却 / 税額控除の適用

- 一定の固定資産を取得。
- 生産性向上が認められるモデルである（工業会等の証明書により判断）。
- 上記資産を一定の事業の用に供する。

- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）。  
例：日本政策金融公庫による低利子融資。
- 補助金申請時における優先採択。  
例：「IT導入補助金」の審査項目の中には「経営力向上計画の認定を受けているか」という審査事項が定められています。

→当該資産につき、即時償却 / 税額控除の適用を受けられる可能性があります。

#### ■固定資産税の軽減措置

- 一定の固定資産を取得。
- 生産性向上が認められるモデルである（工業会等の証明書により判断）。

→当該資産に係る固定資産税が最大3年間1/2に軽減される可能性があります。

#### 〈一定の固定資産〉

資産種類	機械装置	検査・測定工具	器具備品	建物付属設備	ソフトウェア
金額	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	70万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	5年以内

#### ■制度の活用について

本制度は、中小企業・小規模事業者に対し、生産性の向上をはじめとした経営力の向上のための取り組みを促すために開始した制度です。一方で、対象となる資産を取得する設備投資の予定がある事業者については、その設

備投資に際して経営力向上計画を策定し認定を受けることにより、当該資産について即時償却 / 税額控除・固定資産税の軽減措置を受けたうえで、今後の補助金申請における優先採択要件を具備することにも繋がります。

#### ■手続きの流れ（即時償却 / 税額控除・固定資産税の軽減を受ける場合）

- メーカー・販売店等に依頼し、「証明書※」の交付を受ける。  
※「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」
- 対象資産の取得を内容に盛り込んだ「経営力向上計画」を策定。
- 「経営力向上計画に係る認定申請書」及び「証明書」の写し他を所管大臣に提出。
- 計画が認定された場合、「認定書」が交付される。
- ①法人税または所得税に係る申告の際、上記「認定書」他の写しと一定の明細書を申告書に添付。  
→当該資産について即時償却 / 税額控除の適用を受けることができます。
- ②固定資産税に係る償却資産の申告の際、上記「認定書」他の写しを市町村に提出。  
→当該資産について1/2に軽減された固定資産税が課されることになります。

#### ■ご案内

税理士法人アクシスにおいて、経営力向上計画の策定・申請（上記(2)及び(3)の手続き）サービスを行っております（申請費用：税込

27,000円）。対象資産の取得を伴う設備投資の際は、ぜひ当社サービスの利用をご検討ください。

#### ■注意事項

上記の優遇措置の適用については、複数の期限が設けられています。

- 資産の取得を盛り込んだ経営力向上計画の認定を受けるためには、当該資産の取得から60日以内に計画が受理される必要があります。
- 即時償却 / 税額控除の適用を受けるためには、当該資産を供用した日の属する事業年度末までに計画が認定される必要があります。

ご不明な点がありましたら  
税理士法人アクシスまで  
お問い合わせください  
電話 088-631-8119



- 資産を取得した翌年から固定資産税の軽減を受けるためには、資産を取得した翌年内に計画が認定される必要があります。年をまたいで計画が認定された場合、取得した翌年については軽減を受けることができず、2年間の軽減となってしまいます。
- 該当する可能性のある設備投資の際は、早めにお申し込みください。

# ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援補助金

【公募期間】平成30年2月28日（水）～4月27日（金）

## 1. 一般型

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。  
**(補助上限1,000万円、補助率：1/2)**

## 2. 小規模型

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。  
**(補助上限500万円、補助率：2/3または1/2)**

※詳細は、徳島県中小企業団体中央会HPをご確認ください。

税理士法人アクシスは、「経営革新等認定支援機関」に認定されています。  
お気軽にご相談ください。

毎週木曜日 13：45頃～   
JRTラジオ「となりのラジオ」  
『5分でわかるマネー講座』放送中！

税理士法人アクシスの社員が出演しています。  
是非お聞きください！



採用にお困りの会社様のための

コラボセミナー開催!!

(株)セッション  
× アクシス

# 採用力強化セミナー

求人の書き方  
で応募数が  
増える

CMで話題  
インディード  
**Indeed**は  
無料でも使える

若い人材集めに  
強い！新しい採  
用手法がわかる



3/23(金)13:30～  
税理士法人アクシス

このようなお悩みをお持ちの方にピッタリの内容です

- ハローワークに求人を出しても、ほとんど応募が無い
- 多額の費用を掛けて求人広告を出しても、効果が無い
- 効果のある人集めの方法を知りたい



## 第一部

求人票の書き方  
を変えるだけで  
欲しい人材から  
の反応がグッと  
増える！



社会保険労務士法人アクシス  
代表社員 社会保険労務士  
櫻葉 稔（かしば みのる）

## 第二部

若い人材がほしい  
会社様必見！  
若者に届く新しい  
求人の仕方



株式会社セッション  
代表取締役社長 青木悠介氏

残業を無くし、生産性を上げたい会社様のための

# 成果を生み出すタイムマネジメント × 残業代削減

4/19(不)13:30～税理士法人アクシス

未払い残業代  
のリスク対策  
ができる

すぐ取り組める  
残業対策  
がわかる

従業員の  
やる気を引き出す  
方法がわかる

このようなお悩みをお持ちの方にピッタリの内容です

- ☑ 残業時間を削減したいが、どのように取り組めばよいかわからない方
- ☑ 特定の社員の残業が、どうしても減らなくて困っている方
- ☑ 残業代のコストに頭を悩ませている方



## 第1部

### 中小企業のための 残業対策の基礎知識



#### 講 師

社会保険労務士法人  
アクシス  
代表社員 社会保険労務士  
樋葉 稔

## 第2部

### 「タイムマネジメント」で 社員の時間を作り出す！



#### 講 師

GCO キャリア・カウ  
ンセリング事務所  
代表 キャリアコンサルタント  
尾形 隆平 氏